

基本指針の構成について

一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項

第8期計画の基本指針	第9期の見直しの方針
1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	
2 要介護者等地域の実態の把握	<p>○中期的な介護ニーズの見通し等について、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要であること、既存施設・事業所の今後の在り方も含めた検討が重要であることを追記【市県】</p> <p>○計画の作成に当たって、医療・介護の双方のニーズを有する高齢者の状況について、把握、分析するとともに、医療及び介護の効果的かつ効率的な提供の重要性に留意することが重要である旨を追記【市県】</p>
(一) 被保険者の現状と見込み	
(二) 保険給付や地域支援事業の実績把握と分析	○介護情報基盤の活用について追記【市】
(三) 調査の実施	
(四) 地域ケア会議等における課題の検討	
3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備	
(一) 市町村関係部局相互間の連携	
(二) 市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催	
(三) 被保険者の意見の反映	
(四) 都道府県との連携	
4 2025年度及び2040年度の推計並びに第8期の目標	<p>○項目名を「中長期的な推計及び第9期の目標」に変更【市県】</p> <p>○2025年度の推計を削除【市県】</p>
(一) 2025年度及び2040年度の推計	<p>○項目名を「中長期的な推計」に変更【市】</p> <p>○2040年度の推計を必須とする【市】</p>
(二) 第8期の目標	<p>○項目名を「第9期の目標」に変更</p> <p>○介護予防など第9期期間中に効果測定が困難なものや施設の整備目標については、中期の目標として設定することも可能であることを追記【市県】</p>
5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	○地域包括ケアシステムの構築状況を点検する重要性について追記【市】
6 日常生活圏域の設定	
7 他の計画との関係	
(一) 市町村老人福祉計画との一体性	
(二) 市町村計画との整合性	

第8期計画の基本指針	第9期の見直しの方針
(三)～(十) 市町村他計画との調和 (十一) 福祉人材確保指針を踏まえた取組 (十二) 介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組	
(十三) 認知症施策推進大綱を踏まえた取組	○認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進について追記【市県】 ○認知症基本法が成立し、今後施行に向けては、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて施策を推進していく必要があることについて追記【市県】
8 その他	
(一) 計画期間と作成の時期	○第9期計画に時点更新【市県】
(二) 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	

二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

第8期計画の基本指針	第9期の見直しの方針
1 日常生活圏域	
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み (一) 各年度における介護給付対象サービス（介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込み	○地域密着型サービスについて、指定の事前同意等による広域利用等に係る検討について記載【市】 ○様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう既存資源等を活用した複合型サービスの整備について追記【市県】 ○訪問リハビリテーションの更なる普及や、介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図ることが重要であることを追記【市県】 ○特養のサービス見込み量について、特例入所も含め地域の実情を踏まえた適切な運用を前提とする設定が適当である旨を追記【市県】 ○小規模特養のあり方を議論するなどして、地域における必要な介護サービス提供が継続されるよう必要な取組を進めていくことが重要であることを追記【市県】 ○療養病床から介護施設等への転換に係る総量規制の適用除外に関する記載を削除【市県】 ○在宅医療の整備状況や整備目標を踏まえてサービス量を見込むことについて追記【市県】
(二) 各年度における予防給付対象サービス（介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込み	
3 各年度における地域支援事業の量の見込み	
(一) 総合事業の量の見込み	○総合事業において、リハビリテーションの理念等を踏まえ、より質の高い取組が推進されるよう、関係団体・関係機関等を含めた協議の場におい

第8期計画の基本指針	第9期の見直しの方針
	て、医療や介護の専門職の関与等に関する検討を行うことについて記載【市】 ○新型コロナウイルスの流行により低下した通いの場への参加率を向上させる旨を記載【市】
(二) 包括的支援事業の事業量の見込み	○総合相談支援業務の一部委託や介護予防支援の見直し等について追記【市】
4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定	
(一) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定	○高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進する取組として、介護サービスの提供時間中に適切に行われる有償ボランティアなどの社会参加活動等についても例示【市】 ○地域包括ケアシステムの構築状況に関する自己点検の結果も参考にしながら、既存の地域資源を活用した地域包括ケアの推進及び地域づくりにつなげていくという視点で取り組むことが重要であることについて追記【市】 ○地域リハビリテーション支援体制の構築の推進のため、関係団体・関係機関等と協働して取組を行うことについて記載【市】
(二) 介護給付の適正化への取組及び目標設定	○介護給付適正化事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、国保連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用し、効果等が期待される帳票を優先して点検を行うとともに、国保連合会への委託等を検討する重要性や、取組状況の公表することを追記【市県】 ○地域差改善や介護給付費の適正化に向けて都道府県と議論を行い、計画に反映させることが必要であることを追記【市】

三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

第8期計画の基本指針	第9期の見直しの方針
1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項	
(一) 在宅医療・介護連携の推進	○かかりつけ医機能報告等も踏まえた協議の結果を考慮した医療・介護連携の強化について追記【市県】
(二) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	
(三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	○総合事業の実施状況の評価等について、介護保険

第8期計画の基本指針	第9期の見直しの方針
	<p>法第115条の45の2において努力義務とされていることを踏まえ、各市区町村が実施状況の調査、分析、評価等を適切に行い、必要に応じて広域的な対応を検討すべき旨を追加【市】</p>
(四) 地域ケア会議の推進	
(五) 高齢者の居住安定に係る施策との連携	<p>○地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的な支援の重要性について追記【市県】</p>
<p>2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策</p>	<p>○現行の「中長期的な人口構造や介護ニーズの変化を見据えた的確なサービス量の見込み及び見込量確保のための方策」は、介護ニーズの変化だけでなく医療ニーズの変化も追記【市】</p> <p>○地域密着型サービスについて、指定の事前同意等による広域利用等に係る検討について記載【市】</p>
<p>(一) 関係者の意見の反映 (二) 公募及び協議による事業者の指定 (三) 都道府県が行う事業者の指定への関与 (四) 報酬の独自設定</p>	
<p>3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策</p> <p>(一) 地域支援事業に要する費用の額 (二) 総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス（以下「訪問型サービス等の総合事業」という。）の種類ごとの見込量確保のための方策 (三) 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価 (四) 総合事業の実施状況の調査、分析及び評価</p>	
<p>4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項</p>	<p>○項目名を「地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等」に変更【市県】</p> <p>○外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備について追記【市県】</p> <p>○生産性向上の推進に関する都道府県との連携を図ることが重要である旨を記載【市】</p> <p>○都道府県主導の下、生産性向上に資する様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ窓口の設置など総合的な事業者への支援に取り組むことを記載【市県】</p> <p>○ケアマネジメントの質の向上、人材確保について追記【市県】</p> <p>○地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備</p>

第8期計画の基本指針	第9期の見直しの方針
	<p>や人材確保の観点からの共生型サービスの活用の重要性について追記【市県】</p> <p>○ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組の推進について追記【市県】</p> <p>○文書負担の軽減について、標準様式や「電子申請・届出システム」の基本原則化を踏まえた取組について記載【市県】</p> <p>○標準様式や「電子申請・届出システム」の活用により、地域密着型サービスの広域利用時の複数市町村への申請手続きにかかる負担が軽減される旨を追記【市県】</p> <p>○介護の経営の大規模化・協働化により、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用することも有効な手段の一つである旨を記載【市県】</p> <p>○介護情報基盤の整備について追記【市】</p> <p>○要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、審査の簡素化・効率化の取組を一層推進することについて追記【市】</p>
<p>5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項</p>	
<p>(一) 介護給付等対象サービス</p>	<p>○介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントを推進するための都道府県、市町村の役割等について記載【市県】</p>
<p>(二) 総合事業</p>	<p>○総合事業によるサービスの効果的・効率的な提供を促進する観点から、同事業に関係する者が、事業の目的やそれに向けてそれぞれが実施すべきことを明確に理解する場等を設けることや、生活支援体制整備事業において、介護予防や日常生活支援に係るサービスを提供・支援する様々な主体との連携の促進及び連携先が実施している取組の評価の実施を行うことも考えられることを追記【市】</p>
<p>(三) 地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価並びに体制の強化</p>	<p>○以下の取組等を通じた地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保体制整備等について追記【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大及びそれに伴う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等による一定の関与 ・居宅介護支援事業所等、地域の拠点の活用によるセンター業務の体制整備を推進（総合相談支援業務の一部委託、ブランチ、サブセンターとしての活用、柔軟な職員配置）

第8期計画の基本指針	第9期の見直しの方針
	○家族介護者支援について、認知症対応型共同生活介護などの地域拠点が行う伴走型支援、認知症カフェの活動、ケアマネジャーによる仕事と介護の両立支援などの取組や、ヤングケアラーを支援している関係機関とセンターが連携を図ることの重要性について追記【市】
() 高齢者虐待防止対策の推進 (新設)	○項目「高齢者虐待防止対策の推進」を新設【市】 ○養護者及び養介護施設従事者による虐待の防止に向けた体制整備について記載【市県】
6 認知症施策の推進 (一) 普及啓発・本人発信支援 (二) 予防	
(三) 医療・ケア・介護サービス・介護者等への支援	○介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講するための措置の義務化について追記【市】
(四) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	○日本認知症官民協議会における取組を踏まえ、官民が連携した認知症施策の取組を推進することについて追記【市県】
7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数 8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 9 市町村独自事業に関する事項 (一) 保健福祉事業に関する事項 (二) 市町村特別給付に関する事項 (三) 一般会計に関する事項	
10 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項 (削除)	○項目削除【市県】
11 災害に対する備えの検討	○業務継続計画 (BCP) 策定の義務化、策定支援について追記【市県】
12 感染症に対する備えの検討	